

神奈川県都市農業推進条例の改正について

神奈川県都市農業推進条例（平成18年4月1日施行。以下「条例」という。）の改正については、平成30年7月20日に開催した第30回神奈川県都市農業推進審議会（以下「審議会」という。）に参考資料2のとおり諮問した。

その後、2回に渡って審議を進めてきたが、同年12月19日に開催した第32回審議会の意見等を踏まえ、条例改正については引き続き検討することになった。

このたび、条例改正の内容を再検討し、次のとおり基本的な考え方等を整理した。

1 基本的な考え方

県内にある農地を保全し、都市農業の持続的な発展を図っていくためには、農業者が、平成29年4月に改正された「生産緑地法」や平成30年6月に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」などの法制度、相続税や固定資産税などの税制上の優遇措置を積極的に活用することができる環境を整備する必要がある。

このため、条例の改正については、生産緑地をはじめとした市街化区域等の農地を保全する県の姿勢を明確に示すとともに、農地を確保するために必要な施策を総合的かつ継続的に講ずるものとする。

2 改正内容

- (1) 都市における農業の有する多面的機能が発揮される場として「市街地及びその周辺の農地」の保全を「基本理念」の中に位置づける（第3条関係）。
- (2) 上記の位置づけを踏まえ、「基本的施策」（都市農業の持続的な発展に関する施策の基本となる事項）の中に必要な施策を位置づける（第7条関係）。

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 8月	市町村及び関係団体への説明会、意見聴取の実施
令和元年 10月	第34回審議会で条例改正案を審議、答申
令和元年 12月	条例改正議案の提出
令和2年 1月	改正条例の施行